

最高裁秘書第 2661 号

令和 3 年 9 月 1 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

6 月 18 日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

システム開発に関して、業務のことは業務側で、システムのことは事業者側でという形での「分業」の結果として、うまく行かなかつた事例が書いてある文書（直近の事例に関するもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話 03（3264）5652

最高裁秘書第2809号

令和3年9月8日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

システム開発に関して、業務のことは業務側で、システムのことは事業者側でという形での「分業」の結果として、うまく行かなかつた事例が書いてある文書（直近の事例に関するもの）

2 苦情の申出がされた日

令和3年8月2日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）諮詢第29号

(2) 謝問日

令和3年9月1日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2810号

令和3年9月8日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第29号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年9月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、ウェブサイト上の記事に記載されている最高裁判所職員の発言内容からすると、本件開示申出に係る文書が存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

システム開発に関して、業務のことは業務側で、システムのことは事業者側でという形での「分業」の結果として、うまく行かなかった事例が書いてある文書（直近の事例に関するもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、6月18日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所は、本件開示申出について、「システム開発に関して、委託者側と受託者側の分業の結果として、開発作業に支障が生じた事例を記載した文書」の開示を申し出るものと整理した。

(2) システム開発に関して、委託者側と受託者側の分業の結果として、開発作業に支障が生じた事例について、これを取りまとめたり、受託者に文書の提出を求めたりしたことはなく、そのため、同事例を記載した文書を作成又は取得していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件

開示申出に係る文書は存在しなかった。

なお、苦情申出人は、民間の転職サイト上に掲載された記事に記載されている最高裁判所職員の発言内容からすると本件開示申出に係る文書は存在する旨主張する。しかし、当該発言部分は、当該転職サイトのインタビューに応じた職員が、裁判所のシステム開発を経験した者等から聴取した内容を踏まえて述べたものであり、特定の文書に基づいて発言したものではない。

(3) よって、原判断は相当である。